

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房 第2次回答

管理番号	173	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

未回収の診療報酬返還金の国返還についての取り扱いの見直し

【提案と類似の支障を有する制度等】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における検査促進枠交付金(埼玉県／内閣官房、内閣府、総務省)

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

未回収の診療報酬返還金の国返還について、市町村が債権として調定した額を国への返還金とするのではなく、適正な債権管理を前提に、市町村が収納した額を国への返還金にすること。

具体的な支障事例

【現行制度】

未回収の診療報酬返還金の国返還について、国民健康保険における診療報酬返還金は、保険医療機関等からの返還の有無に関わらず、債権として調定したものは国に返還することとされている。

【支障事例】

令和4年度に県内の市町村において、保険医療機関に対する国の適時調査により、高額の診療報酬返還金が生じる事例があった。地方厚生局は、医療機関に対して、市町村に直接返還するよう指導しているが、当該保険医療機関からは返還が困難であると申し出があった。市町村は回収に向け努力をしているが、徴収不能な場合でも国への返還が必要となり、大きな財政負担になっている。

【制度改正の必要性】

保険医療機関に対する国の適時調査により生じた診療報酬返還金について、適切な事務執行の責務を果たし、かつ、返還金の徴収について十分な努力をした上で、徴収不能な場合においても、市町村のみの自主財源で返還することは適切ではない。

生活保護や介護保険制度では消滅した債権額等の控除や不納欠損額の報告による精算が行われており、本制度においても同様の仕組みが必要と考えている。なお、生活保護や介護保険制度を見るに、こうした措置によって受給者や事業者の不正等に繋がっているとの事実はないものと認識しており、当該措置の実現によって不正増加につながることはないと考えている。

【その他】

自立支援給付費等に関しても、未回収の返還金を市町村等が国に返還することについて見直しを求める提案が令和7年提案の一つとして提出されているところであり、同様に徴収困難な返還金を市町村等が負担することとなっている類似の制度についても、見直しをされたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

複数の市町村から声が上がっていたことから、県で提案することとした。国に提案することについては、全市町

村から合意を得ている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

提案の実現により行政の適正化につながる。

根拠法令等

国通知 平成 25 年 7 月 19 日付 保国発第 0719 第 1 号「不当利得の返還金に係る債権管理の適正化について」
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項、第 2 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

いわき市、館林市、柏市、川崎市、燕市、吹田市、安来市、大野城市、熊本市

○当提案は財政の健全化と事務の効率化に寄与する。

【提案と類似の支障を有する制度等】

○以下の類似する制度についても見直しを求める。

【現行制度】

新型コロナウイルス感染症の無料検査事業における不正受給事案について、事業者等からの返還が見込めない場合は、県の財政負担のもと速やかな国庫返還手続を行うこととされている。

【支障事例】

県内で実施した新型コロナウイルス感染症の無料検査事業において、一部事業者について、不正受給が確認されたため、補助金交付決定の取消等を行った。県は、当該事業者に対し、返還命令及び返還請求訴訟を提起するなど、全額回収に向けて徹底した取組を行っているところであるが、複数の都県から、多額の返還命令がなされている事業者もあり、全額回収に相当の困難が予想されている。

【制度改正の必要性】

当事業は、新型コロナウイルス感染症の感染対策と日常生活の回復の両立を図るため、国の定める要綱に基づき行われたものである。

一方、国は、不正受給等に基づく補助金の取消事案について、その回収だけでなく、回収不能となった場合の国庫返還についても、都道府県のように強いている。

当交付金による事業実施に当たり、都道府県は国に実施計画を提出し、交付対象経費については国が実施計画を基に判断・交付を行っているにも関わらず、都道府県が適切に事務執行と事業者の監督を行い、その上でも不正が発生した状況において、回収に向け最大限取り組んだ場合にも、都道府県に全責任があるとして、全額を返還すべきとすることは不合理であるため、交付金返還においては都道府県の負担の全部若しくは一部を免除すべきである。

【根拠法令】

国事務連絡 令和 6 年 6 月 28 日「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」での不正が疑われる又は確定した事業者への対応について

国事務連絡 令和 6 年 11 月 6 日付「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業の会計検査の結果に対する会計検査院の所見を踏まえた対応について」

各府省からの第 1 次回答

適正な債権管理の観点のほか、国費にも影響を与えるものであることから、ただちにご提案のような取扱いに変更することは困難と考える。

【新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における検査促進枠交付金（内閣官房、内閣府、総務省）】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」については、都道府県から国へ提出される検査促進計画に基づき、都道府県が所定の検査無料化の取組を実施する場合に当該交付金により支援するものである。

また、当該交付金については、補助金等に係る予算の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という。)における「間接補助金等」に該当し、補助金適正化法第 18 条第 3 項において、「各省各庁の長は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。」とされているところである。

国としては、引き続き、都道府県に対して、不正が疑われる事業者への調査や不正事業者への債権管理・保全を適切に実施するよう周知するなど、不正受給された交付金の返還に向けて適切に対応してまいりたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

国は、市町村などの保険者に対して、「医療給付費の過誤払による不当利得の返還金が発生した場合は、返還金債権の全額を速やかに確定させ、収納されるか否かにかかわらず、調定した上、適正に債権管理を行うとともに、債権回収に努めること」とし、調定した額については「すべて療養給付費等負担金の対象費用とならない」ことから、全額返還を求めるものとしている。

保険者は、保険医療機関又は保険薬局から療養の給付に関する費用の請求があったときは、厚生労働省令等の規定に基づき審査し、支払うものとされている。

厚生労働省令によると、費用の算定は医科診療報酬点数表などに基づき算定することとされているが、このうち基本診療料等については、保険医療機関が、当該保険医療機関の所在地を管轄する地方厚生(支)局に、施設基準等について届出をし、受理された内容に基づき、算定をすることとされている。

当提案の支障事例として示した返還金は、保険医療機関の体制が届け出された施設基準等に適合していないことに伴い発生したものである。これは、地方厚生局が実施した適時調査において初めて判明したもので、保険者が法令に基づき診療報酬明細書の審査を実施しても、適正な給付が行えるものではない。

医療給付費の過誤払いによる不当利得の返還金が発生した場合、保険者が返還債権の確定及び適正な債権管理を行うことは当然であるが、保険者の責によらない不当利得の返還金については、返還金の収納の有無に関わらず、保険者に全額返還を求めることは不合理であるため、制度の見直しを御検討いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【提案と類似の支障を有する制度等】

【埼玉県】

「国としては、引き続き、都道府県に対して、不正が疑われる事業者への調査や不正事業者への債権管理・保全を適切に実施するよう周知するなど、不正受給された交付金の返還に向けて適切に対応してまいりたい。」との御回答であるが、どのような対応を考えているか、具体的に示していただきたい。

参議院の決算特別委員会(令和 6 年 6 月)においても、「政府は、急速に検査体制を拡充する必要があったことなどから、制度設計の準備や検討が十分に行えなかったとはいえ、多額の不正申請が生じていることを重く受け止め、都道府県と連携して実態を解明し、不正受給された交付金の返還を徹底するとともに、不正を防止するための制度設計を検討するべき」との措置要求決議が出されており、不正事業者への対応を都道府県のみに任せるのではなく、国としての具体的な対応が不可欠であると考えている。

さらに、都道府県が不正事業者への債権管理・保全を適切に実施したが、回収不能となった場合は、補助金適正化法第 18 条第 3 項における「やむを得ない事情があると認められるとき」に該当するものとして、都道府県への「返還の命令の全部若しくは一部を取り消すこと」ができる旨を、想定される具体的事例と合わせて周知いただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

国の補助金等を財源の一部とする地方公共団体の補助金等において、事業者の不正等に起因した国庫返還金を当該事業者から徴収することが困難な場合、地方公共団体が当該事業者に代わって国庫に返還しなければならない取扱い、国と地方の費用負担の在り方として適切ではないため、特に積極的な制度の見直しを求める。

【全国市長会】

高額な診療報酬返還金が生じるおそれを十分にはらんでおり、それに伴い、市町村の行財政運営に少なくない影響を及ぼすことから、提案の実現を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

やむを得ず発生する未収納額のすべてを市町村が代わりに返還しなければならない制度は市町村の切実な声を踏まえ、見直しを検討いただきたい。

また、介護保険法に基づく介護給付費や、生活保護法に基づく生活保護費においては、要綱や通知上、不納欠損として処理した額は、交付額から控除される収入額には含まず、支給対象経費とされ、肩代わりが発生していない。制度間の整合の観点からも、同様の措置を講ずるべきではないか。

診療報酬として給付した療養給付費等の返還金が徴収できない場合に、補助金適正化法を根拠に市町村が返還を肩代わりしているが、法の一般原理である比例原則が適用されるべきであり、地方財政法の規定の趣旨や、国民健康保険法上、保険医療機関の指導は国及び都道府県が行うとされていることから公平性について疑義がある。一律に全額の返還の肩代わりを求めることのないよう、返還を免除すべきではないか。改めて関係省庁にも確認をした上で回答いただきたい。

地方財政法第 10 条において、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のうち、国民健康保険の療養給付はその円滑な運営のため、国が進んで経費を負担する必要があると規定されている。また、国家賠償=不法行為の損害賠償債務の案件に関する最高裁判所の判例（最判平成 21 年 10 月 23 日民集 63 巻 8 号 1849 頁）では、複数の行政主体が関係する事案における国家賠償義務について、当該事務について費用を負担する者が賠償義務を負うとしている。こうした法の規定や判決における考え方を踏まえると、国も必要な負担を負う責任があるのではないか。

第 1 次ヒアリングでは、月々の診療報酬請求額との相殺による返還徴収が可能という発言があったが、提案団体における支障事例では、当該医療機関は破産手続の開始決定がされ、既に閉鎖しているため、返還の見込みは到底なく、相殺による処理もできないことから、市町村において肩代わりが発生するものと聞いている。

第 1 次回答では適正な債権管理や国費への影響について言及されているが、上記のとおり相殺項目だけでは解決せず、現に市町村の一般財源の負担が生じていることを踏まえ、持続可能な医療保険制度の構築のために、国費のみならず市町村財源への影響についても考慮し、適正な債権管理を前提に、不納欠損となる部分については償還免除とすることなど、改めて検討いただきたい。

【提案と類似の支障を有する制度等】

小滝俊之「補助金適正化法解説（全訂新版（増補第 2 版））」（全国会計職員協会）によれば、「補助事業者等において間接補助金等の回収を図る努力をしているにもかかわらず、間接補助事業者等の事情により回収が遅延するような場合には、これらの事情を考慮して、国においても返還の期限を延長する等の配慮を加えることが必要であろう。」とされ、また「補助事業者等が適切な指導監督の責務を果たしたにもかかわらず、間接補助事業者等の事情によりもはや資金の回収が不能となると認められるような場合には、補助事業者等の自己負担において返還を命ずることは、返還原因が補助事業者等自身の義務違反にある場合に比して酷に失するおそれもあるので、当該返還を免除しうることとするのが適当と考えられる。」とあるところ、補助金適正化法第 18 条第 3 項に基づく返還の命令の取消等について言及されているが、当該交付金において、不正事業者への適切な債権管理・保全に尽力した上で、資力不足等により事業者からの返還が見込めない場合には、同項の「やむを得ない事情があると認めるとき」に該当し得るものと理解してよろしいか。

合わせて、当該交付金について、具体的にどういった事例において、補助金適正化法に基づく免除等が認められるのかお示しいただきたい。

個別具体的に判断がなされるため、具体的事例を示すのが困難ということであれば、一般論的に「こうした場合は認められる可能性がある」といった示し方について検討いただきたい。

引き続き都道府県に対する周知を行うとのことであるが、地方公共団体が取れる措置を尽くした上でも返還が得られない場合もあるところ、地方公共団体に当該場合の危険負担・返還責任を強いることのないよう検討をいただきたい。

各府省からの第 2 次回答

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）に基づく療養の給付については、市町村が保険医療機関等の請求を審査の上、支給することとされており、保険医療機関等の不正利得に対する返還請求についても市町村が行うこととされています。

また、療養の給付に要する費用は、市町村の支弁とされておりますが、その一部については、都道府県等が行う国民健康保険の財政の安定化を図るため国が負担することとされており、都道府県に対し国庫負担金を交付し、市町村からの給付に充てていただいているところです。

当該国庫負担金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助

金適正化法」という。)における「補助金等」に該当し、過大に交付されている場合は、補助金適正化法第 18 条第 1 項又は第 2 項に基づき、国は都道府県に対してその返還を命じなければならず、それに応じて都道府県は過大交付額を国に返還いただく必要があります。過去には、保険医療機関等から返還を受けられた分のみを債権調定し、国庫負担金の返還を行っていた自治体もありましたが、平成 25 年 3 月 26 日付けで会計検査院長から厚生労働大臣に対し、そのような事例を含め、国庫負担金の算定及び交付が適正に行われることとなるよう是正の処置を求められたことから、平成 25 年 7 月 19 日付け保国発第 1 号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知「不当利得の返還金に係る債権管理等の適正化について」により現行の取扱いをお示ししております。この取扱いについては、こうした経緯も踏まえ、関係省庁との協議が必要な内容であり、また、上記の現行制度の趣旨及び目的に鑑みて、極めて慎重な検討が必要と考えております。

【新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における検査促進枠交付金(内閣官房、内閣府、総務省)】

補助金適正化法第 18 条第 3 項における「やむを得ない事情があると認められるとき」に該当するかどうかについては、個別具体的な事例に即して判断せざるを得ないものであることから、一般的な基準や想定される具体的事例をお示しすることは困難である。

国としては、引き続き、都道府県に対して、不正が疑われる事業者への調査や不正事業者への債権管理・保全を適切に実施するよう周知するとともに、不正事案への対応状況を調査し、その結果を取りまとめ、例えば、複数の都道府県にわたり事業を展開している不正事業者に関し、債権管理の状況をはじめ得られた情報を他の都道府県に共有するなど、都道府県の間でできる限り不正事業者に関する情報の共有が図られるよう、連携して不正事案への対応に努めてまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房 第2次回答

管理番号	203	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

法律で策定義務のある計画の議会への報告義務の緩和等

提案団体

舞鶴市

制度の所管・関係府省

内閣官房、内閣府、総務省

求める措置の具体的内容

法律により市町村に策定が義務付けられている計画のうち、策定・変更した際に議会への報告が義務付けられているものについて、当該義務付けを緩和することを求める。

具体的な支障事例

法令に基づき計画の策定が義務付けられているもののうち、いくつかの計画については、策定・変更の際に市町村議会に報告しなければならないものがある。当市で把握しているものは次のとおりである。
障害者基本法に基づく市町村障害者計画
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく市町村の国民の保護に関する計画
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく市町村行動計画
上記3つの計画について、他の計画と異なり議会への報告を義務付けられている理由が不明であり、他の計画との均衡を失っている。またこの義務付けにより、議会との調整など他の計画と異なる事務を行う必要があるという支障が生じている。
加えて、当市においては、障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画を一体的策定をしているところであることから、障害福祉計画又は障害児福祉計画を変更した際にも議会への報告義務が生じている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村が行う事務の効率化・簡素化及び計画の策定・変更等の迅速化に資するものとする。

根拠法令等

障害者基本法第11条第8項及び第9項、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第6項及び第8項、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第6項及び第8項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市

○障害者基本法に基づく市町村障害者計画について、当市においても、障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画を一体的策定をしているところであることから、障害福祉計画又は障害児福祉計画を変更した際にも議会への報告義務が生じている。

○法律により議会への報告を義務としていることには、それぞれの法律において理由があるものと推察しており、事務の効率化を理由として議会への報告義務を緩和するのは難しいものと考えるが、国において議会への報告義務について不要であるという検討がなされた場合においては賛同できると考える。

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく市町村の国民の保護に関する計画について、市町村が議会への報告が必要なと同様に、都道府県においても、法第 34 条第6項及び第8項に基づき、計画を策定・変更する場合には住民の代表である議会に報告することとなっている。一方で、法第 35 条第8項及び第 34 条第8項では、市町村から都道府県又は国への協議において「政令で定める軽微な変更」は除外されている。なお、「軽微な変更」とは、施行令第5条で限定列举されており、地域や組織の名称、人物の呼称、統計数値の修正などが該当している。このため、計画変更時の議会報告についても、「政令で定める軽微な変更」の範囲内であれば除外するといった緩和は適当と考えている。

各府省からの第 1 次回答

【障害者基本法に基づく市町村障害者計画について(内閣府)】

【意見】

現行制度のままとする

【理由】

御指摘の障害者基本法第11条第8項の規定は、都道府県障害者計画又は市町村障害者計画の策定・変更に当たり、当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表される機会を設けることが義務付けられるものであり、平成 16 年に議員立法である障害者基本法の一部を改正する法律(平成 16 年6 月4日法律第 80 号)により規定されたものである。

これは、都道府県障害者計画並びに市町村障害者計画は、地方公共団体が、国(政府)が策定した際に国会提出が義務付けられている障害者基本計画に基づいて、当該地方公共団体における障害者の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定するものであり、障害者基本計画の策定・変更時に国会報告が義務付けられていることと同様、二代表制における住民の代表者たる議会の理解を得て、その監視の下で障害者施策を推進することが重要であるためであると認識している。

なお、ご指摘の内容のうち、障害福祉計画又は障害児福祉計画を変更した際にも議会への報告義務が生じていることに関しては、障害者計画は障害福祉計画及び障害児福祉計画との一体的策定を求めているものではない。また、都道府県または市町村における障害者基本計画自体は策定の年限が定められているものではなく、国においても5年に1度策定するものであり、事務の効率化の要請が議会報告の重要性を上回るものではないと考える。

【武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく国民の保護に関する計画について(内閣官房、総務省)】

市町村の国民の保護に関する計画は、武力攻撃事態等において当該市町村が国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するための、いわば行動計画であり、市町村長が作成しなければならないこととされている。この計画の変更をする際には、国民保護法 35 条第6項及び第8項において、議会に報告するとともに公表しなければならないことが定められていることに加えて、都道府県や他の市町村の計画との整合を図るためあらかじめ都道府県知事に協議を行うこと(同条第5項)や関係機関の代表者により構成される市町村協議会への諮問を行うこと(同法第 39 条第3項)が定められているところである。

ご指摘の「軽微な変更」については、その手続き上の負担に鑑み、都道府県知事への協議や市町村協議会への諮問を不要としているところであるが(同法第 35 条第8項及び第 39 条第3項)、軽微な変更であっても、住民の代表者たる議会にその内容を知らせ、公表する必要があると考えられることから、「軽微な変更」に当たる場合であっても、同法第 35 条第6項及び第8項の規定を適用することは適当であると考えている。

【新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく市町村行動計画について(内閣官房)】

市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策は、市町村全体として推進すべきものであり、そのためには、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画について、住民の代表者たる議会にその内容を共有し、有事の際には一体となって対応する必要がある。ただし、新型インフルエンザ等対策特別措置法は、市町村議会への報告の方法について具体的に規定していないため、市町村の実情に応じて議会への報告の方法を柔軟に決定することができる。

なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法で規定される国、都道府県及び市町村が作成する行動計画は、国民の生命、身体等への重大かつ明白な危険に対して国民を保護するための事務を全国的に統一して定める必

要により作成が義務付けられているものであり、また、市町村行動計画の作成は法定受託事務である点に御留意いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当市としても、市町村が策定する計画については、二元代表制の下、市町村議会の理解を得て施策を推進することが必要であると認識している。

一方で、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」(令和7年6月13日閣議決定)において、『計画策定の効率化、・・・といった事務の簡素化・効率化を進め』とされており、また、「計画策定等における地方分権改革の推進について」(令和5年3月31日閣議決定)の別紙において『地方公共団体が処理する事務に係る将来に向けた意思決定の仕方及びその意思決定の表現の形式は、地方公共団体に委ねることを原則とする』こと、『計画等の内容や手続は各地方公共団体の判断に委ねること』等が政府の方針として示されている。

このことから、当市としては、市町村における計画策定等に係る事務の簡素化・効率化を進めることは、市町村議会の理解・協力を得て施策を推進することと同様に重要であると考えているところである。

また、当市としては、法令で市町村に策定が義務付けられている計画が数多くある中で、提案の3つの計画のみが特別に明文で議会への報告を義務付けられている理由が不明確であると感じている。

例えば、回答にあるように国において策定・変更時に国会に報告が義務付けられている計画が唯一障害者計画のみであり、障害者計画については市町村にも議会への報告を義務付けている、ということであれば理解できるところである。

議会への報告義務の廃止が難しい場合であっても、法令において明文で市町村に対し議会への報告を義務付けている計画と、そうでない計画を区分するメルクマールをお示しいただきたい。

仮に上記が難しい場合は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法は、市町村議会への報告の方法について具体的に規定していないため、市町村の実情に応じて議会への報告の方法を柔軟に決定することができる。」とご回答いただいているが、当市では、当該規定が明文化されていることを理由に、3計画とも本会議での報告を行っている。については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく市町村行動計画含め、提案の3つの法律の議会報告について、他の多くの計画を同様に、各自治体の判断により本会議以外の形式による議会報告が可能である旨を明確化した通知等を送付いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

【障害者基本法に基づく市町村障害者計画について(内閣府)】

第1次回答の通り、障害者基本法第11条第8項の規定は、平成16年に議員立法である障害者基本法の一部を改正する法律(平成16年6月4日法律第80号)により規定されたものである。

都道府県障害者計画及び市町村障害者計画は、国(政府)が策定する障害者基本計画に基づいて、地方公共団体が当該地方公共団体における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定するものであり、障害者施策について、特定の分野に限らず、福祉、雇用、教育、交通や建築等のバリアフリー、文化芸術活動・スポーツ等の振興、差別の解消や人権擁護の推進等を含め網羅的に記載する、特に重要な計画である。

このことから、都道府県障害者計画及び市町村障害者計画は、障害者基本計画の策定・変更時に国会報告が義務付けられていることと同様、二元代表制における住民の代表者たる議会の理解を得て、その監視の下で障害者施策を推進することが重要であり、議会に対して報告を行うべきとされているものと認識している。

上記の理由により、一律的な議会への報告の義務付けの廃止や自治体で報告の可否を選択できるようにすること等は検討していない。

また、御指摘の都道府県の議会又は市町村の議会における報告形式については、二元代表制の下、議会の自立性の尊重の観点から、議会内部において、本条文の規定に則り、自立的に判断され運用されるべきものと承知しており、国(政府)が、「本会議以外の形式による議会報告が可能である」と言及することは不適切であるものとする。

なお、国においては、障害者基本法第11条第7項の規定に則り、障害者基本法を策定したときは国会に報告を

しているところであり、衆議院及び参議院において、本会議で内閣から障害者基本計画の報告を受領した旨の議長報告がなされているものと承知している。

【武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく国民の保護に関する計画について（内閣官房、総務省）】

市町村の国民の保護に関する計画を変更する際には、議会に報告・公表すること、都道府県知事に協議をすること、市町村協議会に諮問を行うことが定められているが、その計画の変更が「軽微な変更」に当たる場合においては、手続き上の負担に鑑み、議会への報告・公表についてのみ実施することとしているところである。

その上で、提案団体の問題意識を踏まえつつ、国及び地方公共団体の議会報告に係る法律上の規定に着目すれば、国民保護法においては、国民保護基本指針は閣議決定の上、国会報告することが定められており、地方公共団体の国民保護計画について、議会報告義務を課していることとの均衡は取れているものと考えられる。また、地方公共団体の国民保護計画の変更については、法律上、本会議で報告することが義務付けられているものではなく、「本会議以外の形式」によることは当然に可能であるものと考えているが、国民保護計画の変更に係る地方公共団体からの照会があった場合には、引き続き丁寧に対応してまいらる。

なお、提案団体において法定計画の報告を本会議で行うこととしている理由は、提案団体における執行部と議会との取り決めによるものであると承知しており、本質的には、制度的な制約によるものではないと理解している。

【新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく市町村行動計画について（内閣官房）】

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性の高い新型インフルエンザ等の大流行時に、社会全体の混乱に対応するため、既存の法制度に基づく措置に加え、事業者への営業時間短縮などの要請、国民への外出自粛の要請など、国民の自由を制約し、権利を制限する措置を含む総合的な対応を可能とするものである。特措法に基づく総合的な新型インフルエンザ等対策を具体化する行動計画は、あらかじめ実施の可能性のある新型インフルエンザ等対策を網羅的に盛り込むものとして国が政府行動計画を作成し、それに基づき都道府県行動計画、市町村行動計画が作成される。

前回も回答のとおり、市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策は、市町村全体として推進すべきものであり、有事の際に市町村が一体となって対応するため、また、先般の新型コロナウイルス対応に対する国民の関心の高さに鑑みても、市町村行動計画について、住民の代表者たる議会にその内容を共有しておく必要がある。また、政府行動計画は国会に、都道府県行動計画は都道府県議会に報告することとされており、同様に市町村行動計画についても、作成したときは速やかに市町村議会に報告する必要があるものである。

なお、特措法第8条第6項について、新たな通知の発出をご要望いただいているが、市町村議会への報告の方法について具体的に規定していないため市町村において議会への報告の方法を柔軟に決定することができる点は、第1次回答で明確にお答えしているところである。この趣旨をご理解いただき、市町村の実情に応じて適切にご対応いただきたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房 第2次回答

管理番号	293	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

新しい地方経済・生活環境創生交付金(デジタル実装型)の都道府県経由事務の廃止

提案団体

兵庫県、神戸市、明石市、相生市、養父市、加東市、たつの市

制度の所管・関係府省

内閣官房、内閣府

求める措置の具体的内容

新しい地方経済・生活環境創生交付金(デジタル実装型)にかかる市区町村交付申請書の受理等の事務及び国の支出負担行為等に関する事務等について、都道府県経由事務を廃止すること。

具体的な支障事例

【現状】
「新しい地方経済・生活環境創生交付金(デジタル実装型)にかかる市区町村交付申請書の受理等の事務及び国の支出負担行為等に関する事務については、「当該交付金に係る事務について都道府県知事が行うこととすることにより、円滑な執行の確保が図られる」として、補助金等適正化法施行令及び予算決算及び会計令等に基づく都道府県経由事務とされている。

【具体的な支障事例】
当県内の市町においては、県を経由するため十分な検討時間を確保できず、内容の充実が図られない事例や庁内の調整時間不足等により申請に至らない事例が発生している。
また、当県においては、人員不足に加え短時間での事務処理が要請される中で、申請漏れ等の事務処理ミスの発生を防ぎ適正な事務執行のため、膨大なリソースを割かざるを得ない状況となっている。
県経由事務とすることで、県、市町ともに「円滑な執行の確保」や本来業務に支障を来たす状況にある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市区町村における申請内容の検討時間の十分な確保及び申請内容の充実による地域 DX の推進が図られるとともに、都道府県を経由することによる申請漏れ等のリスク皆減及び事務負担の軽減に資する。

根拠法令等

新しい地方経済・生活環境創生交付金(デジタル実装型)交付要綱
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 26 条
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 17 条
予算決算及び会計令第 140 条
国の債権の管理等に関する法律施行令第6条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、埼玉県、長野県、佐賀県、宮崎県

○当市においても交付金の申請スケジュールがタイトに設定されていることにより事務が煩雑になっており、改善が必要である。

各府省からの第1次回答

新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）については、内閣府告示第43号（令和7年3月31日）や予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）により、市区町村が行うものについては事務の一部を都道府県に委任している。それに伴い市区町村事業については、ご指摘のとおり市区町村交付申請書の受理等の事務及び国の支出負担行為等に関する事務等を都道府県で行っている。本交付金については旧デジタル田園都市国家構想交付金も含めて、毎年1000団体以上の地方公共団体が2000事業以上申請しており、仮に貴県の提案を受け入れた場合には、国が1000以上の地方公共団体から個別に申請を受領することとなり、事務処理に相当の時間を要することから、提出期限を従前よりも前倒しをする必要があるため、貴県が示す効果は発揮されない。

また、市区町村の実情は都道府県がよく認識していることから、同交付金の事務処理についても都道府県が行うことによって、申請等の内容の精査・充実を図っているところ、仮に都道府県が同交付金の事務処理を担わなくなった場合、そうした効果は発揮されないこととなる（なお、申請書の受理等の事務は、事前相談等の案件形成・施策内容調整と密接にかかわっており、不可分である）。

以上のことから、従前どおり都道府県経由で行う方法が適切であると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「市区町村の実情は都道府県がよく認識しており、申請内容の精査・充実が図られる」と都道府県に事務委任する効果を示されているが、それは各都道府県の事務処理体制を踏まえた適切なスケジュール設定等が確保されて初めて発揮され则认为る。

しかし、現状は国から短時間での事務処理が要請され、十分な検討時間の確保は困難な中でも可能な限り市区町村の検討時間に配慮すると、都道府県において精査した内容を申請等に反映させることは難しい。結果として、申請受付窓口業務の民間委託で対応可能な、交付要件の適合や様式不備・数値誤りの確認等、都道府県が行う必然性に欠ける事務負担のみを強いられており、回答で示された効果は発揮されていないのが実態である。

また、交付決定権限のない都道府県が精査・指摘等した内容は国の審査において影響を及ぼさない、あるいは覆される可能性があるため、時間のない中で市区町村に再検討を求めることは難しく、都道府県に事務委任する効果はさらに発揮されにくい状況となっている。

加えて、類似提案である管理番号232の第1次回答では「市区町村の事前相談について、原則、国が直接市区町村と調整する」と申請受理等の事務と不可分であるとされた事前相談に係る経由事務の廃止を前向きに検討している。そのため、国が直接市区町村と調整できない理由はなく、適切なスケジュール設定等により提出期限を現状より前倒しする必要も生じないのではないかと。

交付金を受ける側であり、承諾しないことによる市区町村への悪影響の恐れも考慮すると、都道府県は事務委任を承諾する選択肢しか取り得ない現状を理解いただき、当該交付金の目的である「デジタル技術を活用した課題解決」の見本として、事務負担軽減のためのシステム導入等による本提案の実現に率先して取り組み願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【長野県】

第2世代交付金については、実施計画・施設整備計画に係る事前相談について、国が直接市区町村と調整する方向で検討をいただいているところ。

新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）について、都道府県経由事務全体の廃止が厳しくとも、円滑な執行の確保や申請内容の充実に向けて第2世代交付金と同様、事前相談について国が直接市区町村と調整する等地方公共団体の事務負担の軽減に向けて検討をお願いしたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

各種申請・調査等の行政手続における地方公共団体の経由事務については、手続のオンライン化等も踏まえ、国・地方全体で見た事務の効率化及び住民サービスの向上を図る観点から、地方公共団体への情報共有にも配慮した上で、特に積極的な見直しを求める。

【全国市長会】

提案が実現する場合には、提出期限を前倒しにしないなど、市町村の負担が増加することがないように留意いただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」(骨太方針 2025)や「地方創生 2.0 基本構想」等の閣議決定文書において、経由事務の廃止が政府方針として明示されているため、提案の実現に向けて積極的に検討していただきたい。

「新しい地方経済・生活環境創生交付金」の第2世代交付金については、管理番号 232「第2世代交付金の実施計画・施設整備計画に係る事前相談における都道府県経由の廃止」の提案を受けて、事前相談に係る経由事務の廃止を前向きに検討している。少なくとも事前相談については経由事務の廃止を検討できるのではないかと。

申請書の受理等をシステム上で行い、記入漏れや添付漏れといった形式不備等のエラーチェックが可能な仕組みとすることで、経由事務の廃止に伴う国の事務負担増を抑制することができるのではないかと。

各府省からの第2次回答

交付金を活用したデジタル実装に際して、都道府県が管内市区町村の取組状況を把握することにより、類似の取り組みを行っている市区町村同士を仲介することが可能となり、例えば、システム等の共同調達を実施することなどにより、リソース不足など体制面に不安を抱える団体にとっては大きな利益を生むものとする。

ご指摘の「短時間での事務処理が要請され、十分な検討時間の確保は困難」という点に関して、国において、可及的速やかに交付決定を行い各団体における事業実施期間を十分に確保することに重点を置き、また、国において構築可能な審査体制を考慮して申請のスケジュールを設定等しているところ、抜本的なスケジュールの短縮は困難である。なお、一次回答のとおり、経由事務を廃止した場合、従前よりも申請に係るスケジュールを短縮する必要がある。

以上を踏まえて、地方公共団体における十分な検討時間を確保し交付金をより有効に活用することができるよう、現状、交付申請に向けた事務連絡の発出後に受け付けを開始している「事前相談」の実施期間の前倒し及び申請書等の様式の簡略化のほか、都道府県の事務負担の軽減に向けた方策を引き続き前向きに検討してまいります。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房 第2次回答

管理番号	295	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

武力攻撃事態等における個人情報の取扱いに関する指針の策定

提案団体

兵庫県、神戸市、明石市、西宮市、相生市、川西市、小野市、三田市、たつの市、播磨町、市川町、新温泉町

制度の所管・関係府省

内閣官房、総務省

求める措置の具体的内容

防災分野と同様に、武力攻撃事態等においても個人情報の取扱いに関する指針を定めること。

具体的な支障事例

【現状】

国民保護法において、避難住民及び武力攻撃災害により死亡または負傷した住民の安否情報の収集・提供について規定されているが、運用に当たっては、国、都道府県及び市町村それぞれが判断することとなっており、安否不明者及び行方不明者については規定されていない。

なお、自然災害については令和5年3月に内閣府(防災担当)が示した「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」において、安否不明者の個人情報の公表方針が示されたものの、武力攻撃事態等については取扱いが示されていない状況にある。

【具体的な支障事例】

自治体ごとに個人情報の取扱いが異なるため、混乱を生じるおそれがある状況が続いており、とりわけ以下のような場合において都道府県によって対応が異なれば、事態発生による混乱に加え、さらなる混乱を招くおそれがある。

- ・自然災害発生時と同様に、安否不明者の特定に向けて、安否情報の提供を呼びかけるために、安否不明者の名簿を公表する場合
- ・特に混乱が大きい事態において、マスコミに一定の安否情報を提供することで避難住民の安否を周知させるような場合

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

武力攻撃事態等における個人情報の取扱いに関する指針を国が示すことで全国統一的な基準で個人情報の取扱いが行われることとなり、武力攻撃事態等においても、迅速な安否情報の収集・提供と、それによる効果的な救援の実施につながる。

根拠法令等

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第94条、第95条、第96条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、花巻市、千葉県、川崎市、宮崎県

○有事の際の個人情報の取り扱いの統一化を図る提案であることから、「有」（提案の趣旨に賛同し、追加共同提案団体として参画する意向がある）としたいもの。
○国民保護法では「公表」についての規定はなく、安否情報の公表については、それぞれの公表主体に適用される法令等に基づき、当該主体自らが判断するとされている。しかし、武力攻撃事態等における被害は、特定の地方自治体に留まるものではないことから、国において公表に係る基準を整理することが必要である。

各府省からの第 1 次回答

今回、支障事例として具体的に挙げられている「安否不明者の特定に向けて、安否情報の提供を呼びかけるために、安否不明者の名簿を公表する場合」や、「特に混乱が大きい事態において、マスコミに一定の安否情報を提供することで避難住民の安否を周知させるような場合」等について、取扱いを整理・検討し、周知する予定である。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

自然災害発生時には「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」に基づき各自治体が対応することとされているため、本提案で求める武力攻撃事態等における個人情報の取扱いの整理・検討においては、同指針を踏まえつつ、各自治体の国民保護措置の実施に混乱が生じないように留意のうえ進めていただきたい。
また、国民保護措置の実施は法定受託事務であることから、個人情報の取扱いについて、より明確な基準を示していただくとともに、早期の周知をお願いしたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。
【全国町村会】
提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

各府省からの第 2 次回答

令和 7 年度において、個人情報保護法の解釈等について関係機関と協議し、「安否不明者の特定に向けて、安否情報の提供を呼びかけるために、安否不明者の名簿を公表する場合」や、「特に混乱が大きい事態において、マスコミに一定の安否情報を提供することで避難住民の安否を周知させるような場合」等における個人情報の取扱いについて、考え方を整理する。また、遅くとも令和 8 年度において、整理した考え方を周知する予定である。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房 第2次回答

管理番号	296	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

入力業務負担の軽減に資するマイナンバーカードを活用した安否情報システムの改善等

提案団体

兵庫県、神戸市、明石市、西宮市、相生市、川西市、小野市、たつの市、市川町、新温泉町

制度の所管・関係府省

内閣官房、デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

武力攻撃事態等時に、住民の安否情報に係る安否情報システムへの入力項目が多岐にわたるため、マイナンバーカード等を読み取って情報入力する機能の実装等、入力作業の負担軽減に資するシステム改善を行うこと。

具体的な支障事例

【現状】
地方公共団体が国民保護法(以下「法」という)に基づく安否情報事務(以下「安否情報事務」という)を効率的に運用するために、「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」(以下「システム」という)が、国により開発・運用されている。
また、システムを利用した安否情報事務を地方公共団体が法に基づき行う際の基準として「安否情報システムを利用した安否情報事務処理ガイドライン」(以下「ガイドライン」という)が定められており、安否情報事務を効率的に行うために「システムを利用することを原則とする」とガイドラインで規定されている。
システムへの情報入力においては、LGWAN端末から住民の安否情報(氏名、生年月日、性別、住所、負傷状況、死亡関連情報、居所、連絡先など)の各項目をシステムに直接入力、もしくは、オフライン端末でCSV形式のファイルに安否情報を蓄積し、LGWAN端末から取り込むこととなっている。

【具体的な支障事例】
ガイドラインに記されているとおり、武力攻撃事態等という極限状況の中で、市町職員は住民の避難誘導や人命救助等の措置を実施しつつ、避難住民の誘導の際や避難施設等において、紙様式により情報収集を行い、その後手打ちでシステム入力(転記)を行う、またはCSV形式のファイルに入力し取り込むこととなっているため、情報が整理されるまでに時間を要さざるを得ない。
このため、住民からの問い合わせに迅速に対応できないことが懸念されるほか、多数の住民の安否情報を取り扱う場合においては、職員の事務負担が一層大きくなる。
また、ガイドラインにおいて、安否情報の収集については「否」情報(負傷住民、死亡住民)を優先して行うとしつつ、「安」情報(避難住民)についても法上の救援(食品、被服等の提供等)を行うに当たっての必須情報として可及的速やかに収集に努めることとされているため、デジタル活用による入力作業の負担軽減が必要である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

避難施設等において、避難住民が所持しているマイナンバーカードやマイナ免許証等を読み取ることで、安否情報の収集・報告を迅速に行うことが可能となるなど、デジタル活用により、過酷な状況が想定される中での安否情報事務にかかる職員の負担軽減を図りつつ、住民からの問い合わせに対する迅速な対応と、救援措置の実施に少しでも多くの人員を充てることが可能となると考える。

根拠法令等

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第94条、第95条、第96条
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第23条、第24条、第25条、第26条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、花巻市、千葉県、川崎市、宮崎県

○有事の際の事務負担の軽減や効率化につながる提案である。

各府省からの第1次回答

安否情報システムの入力業務負担の改善に関しては、令和5年度のシステム更改によってCSV形式のデータを取り込むことを可能としたところであるが、引き続き、業務負担の軽減方法について検討を行う。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

武力攻撃事態等という極限状況においては、職員による手入力（安否情報システムまたは事前にダウンロードした安否情報CSV取込様式）の省力化・負担軽減が特に重要と考えられるため、この部分について、デジタル庁等が取り組む自然災害を想定した「避難者支援業務のデジタル化に係る実証実験」の成果を、国民保護法に基づく安否情報事務に適する形で横展開するなど、段階的にでも情報入力作業の負担軽減策の導入を進めていきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

各府省からの第2次回答

令和7年度において、関係省庁の知見・ノウハウについて協議し、安否情報システムの入力作業の省力化・負担軽減に資する方法について検討を行い、システム改修等必要な対応を明らかにする。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房 第2次回答

管理番号	399	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

都道府県域を超えた広域連携の新たな枠組みである「広域リージョン連携」の推進やそれに資する規制の緩和等

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣官房、総務省、その他関係府省庁

求める措置の具体的内容

広域的な課題が生じた際に、都道府県域を超え、多様な主体による広域連携が可能となるよう新たな枠組みの検討や規制の緩和等を行う。

具体的な支障事例

【現行】
観光・産業振興といった分野は、経済・雇用面での持続性を確保し、持続可能な地方行財政の確保に資するものとして重要性を増している。これらの分野については、企業や観光客の活動範囲等が自治体の区域に限定されるものではなく、諸課題の解決のためには自治体の区域を超えて活動するカウンターパートとの調整を要する場面も多くなっている。
また、令和7年1月24日の石破総理による施政方針演説においても「都道府県域を超えた広域連携の新たな枠組みである『広域リージョン連携』を強力に推進」との発言があり、政府において今後、検討が進むことが予想される。

【支障事例】
こうした状況を踏まえれば、観光振興や産業政策等のようなグローバルな競争への対応も要する分野においては、①企業や大学、研究機関等の「産官学金労言」のような多様な主体との連携②都道府県を超えた広域的な連携を進めていく必要がある。
このように広域単位での多様な主体間での連携により解決を図ろうとする事業ニーズは高いものの、国・都道府県・市町村という「縦」のつながりが基本となっている現状の仕組みでは、各自治体行政単位で複数の関係機関への手続を行う必要がある。また、広域での取組において実効性(効果)のある事業を実現するためには、複数年に渡って取り組む必要があるが、活用できる補助金が単年度事業のみの対象であるなど、規制や財源等の制限もあり、継続して効果のある事業を実現することが困難な状態となっている。

【支障の解決策】
様々な施策(産業政策や観光など)に対して、広域的な課題が生じた際に、都道府県域を超え、多様な主体による広域連携が可能となるよう、ワンストップで手続が完結できる仕組みや事業内容等に応じて複数年の財源措置の対象を可能とするなど、新たな枠組みの検討・推進や規制の緩和等を行う。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ・都道府県域を跨ぐ産業政策・観光政策等広域的な課題への効果的かつ円滑な対応が可能になる。
- ・各自治体の負担の平準化及び軽減が図られる。
- ・産官学金労言など多様な主体と自治体との協同の強みを活かし、エリアの新たな魅力の掘り起こしに資する。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県

○当市では、広域連携を推進する担当室を置くなど、局内各事業において広域連携の視点から事業を推進しているところ、内閣府の交付金や観光庁の補助金等を活用し事業を実施する場合、単年度事業を前提としていることが多く、4月の事業実施には日取りが十分でない。観光関連事業者からも、地方自治体と事業を行うにあたって上記の課題を指摘されており、複数年度にわたる交付金等が活用できると、事業の実効性を高めることができるもの。

各府省からの第1次回答

都道府県域を超えた広域単位で、地方公共団体と企業や大学、研究機関等の多様な主体が連携して、産業政策や観光などに取り組む「広域リージョン連携」を国として推進することとしており、その支援スキームについて、関係省庁と連携して具体化に向けた検討を進めてまいる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

令和7年6月13日に地方創生2.0基本構想が閣議決定され、「広域リージョン連携」の枠組みを創設し、省庁横断的な支援を行うことが示された。
具体的な支援スキームの検討にあたっては、都道府県域を超え、多様な主体による広域連携が可能となるよう、また複数関係機関にまたがる手続をワンストップで完結できる仕組みづくりを積極的に検討いただきたい。
また、広域での取組において実効性（効果）のある事業を実現するためにも、複数年に渡って活用できる交付金等について検討いただきたい。
さらに、基本構想に示されている、取組の前提となる「宣言」の項目及び具体的な手続やスケジュールについて、早期に明示していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

地域経済を成長させるには、行政区域を超えた広域連携が鍵となる。自治体、企業、大学、研究機関など、多様な主体が一体となって地域全体の発展に繋がる施策を推進できるよう、提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

近日中に、「広域リージョン連携」推進に当たっての手続等を示す「広域リージョン連携推進要綱」を制定し、各都道府県及び各指定都市に対して周知を行う予定である。

要綱に則り広域リージョン連携宣言を行った広域リージョンに対する国の支援等については、現在、関係府省と調整中であり、その結果も踏まえ、今後、具体的な内容を提示する予定である。

なお、広域リージョン連携の下で個別のプロジェクトを推進するに当たって、十分な成果を生み出すために支障となる規制等が存在する場合には、関係府省と連携して規制の緩和等の検討を進めてまいる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房 第2次回答

管理番号	405	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

ふるさと住民登録制度等の地域に関わる多様な主体を包摂する枠組みの構築及びそれらに資する規制緩和等

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省

内閣官房、総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

ふるさと住民登録制度等の地域に関係する多様な主体を巻き込む仕組みの構築や二地域居住の推進、それらに資する規制緩和等を各自治体行政の裁量を確保しながら行うことを求める。

具体的な支障事例

【現行】
近年の地域との関わり方は多様化している。例えば、コロナ禍を経て、UIJ ターンを含めた若者及び子育て世代を中心とした二地域居住のニーズが高まっている。二地域居住とは、主な生活拠点とは別の特定地域にも生活拠点を置くことであり、人口集中している都市部だけでなく、各地方都市や山間地域においても継続的に関わることで、関係人口の創出といった社会的意義や、新たな暮らし方の実現といった個人的意義を有するものである。
また、地域に居所は持たずとも、副業やボランティア活動等、定期的に地域を訪問する地域活性化起業人等の仕組みもあり、このように地域への貢献の在り方は様々な形があるところ。
そうした関係人口に着目し、地域に継続的に関わる者が登録でき地域づくり活動に参加する担い手とする仕組み「ふるさと住民登録制度」について、令和7年1月24日の石破総理による施政方針演説にも取り上げられており、政府において今後、検討が進むことが予想される。

【支障事例】
人口減少や過疎化、自治体の人手不足が深刻化する現状を踏まえれば、関係人口に着目し、地域に関わる多様な主体に、地域づくり活動に参画してもらうなど、その裾野をさらに広げていく必要がある。他方で、促進に向けては、二地域居住者であることを公的に表す仕組みがなく、自治体等が行政サービス提供に苦心している状況や、「住まい」「なりわい(仕事)」「コミュニティ」等に関する各制度や手続がハードルとなり、二地域居住等の複数地域への関わりを望む方の希望に添えない状況が生じている。また、規制等の問題もあり、柔軟に対応することが困難な状況となっている。
さらに、複数地域に関わる者の活動支援に資する「ふるさと住民登録制度」については、地域への訪問はしないものの経済的に関わる者等多様な主体との関係を考慮する必要があるほか、当該制度に対応する自治体の効果的・効率的な事務の在り方についても配慮する必要がある。

【支障の解決策】
地域への関わり方の多様化を踏まえ、多様な主体がその希望どおり各地域に関わり、当該地域の担い手として円滑に活動できるよう、政府で検討されている「ふるさと住民登録制度」のような仕組みを、国が全国統一のスキームを提供し、公的に二地域居住者であることを証明するような制度とすることを前提に、自治体の裁量を確保し、自治体の既存の取組を穏やかに包含できるような柔軟かつ間口の広い形で設ける。また、そのほかこの目的に資する規制の緩和等を行う。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ・地域に関わる多様な主体を包括する仕組みづくりを国において行うことで、二地域居住等に当たって必要になる各種手続の標準化・簡略化が可能になるとともに、登録作業を行う自治体職員の事務負担の軽減につながる。
- ・二地域居住等の複数の地域に関わる者が利用する既存の制度の改善を促し、地域への関わり方の多様化をより一層推し進め、関係人口の拡大に資する。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、高知県、宮崎県

○国土審議会の移住・二地域居住等促進専門委員会において、二地域居住等の促進のための中長期的な観点から検討すべき課題の一つに、「高速道路や燃料費、新幹線等の地域間を移動する交通費、宿泊のための滞在費、インターネット環境確保のための費用など、二地域居住等に伴う諸費用の個人負担が大きいこと、個人の負担を軽減するための支援に関して、関係省庁・関係自治体・関係民間団体と連携の下、引き続き検討が必要」と挙げているところ。首都圏等からの移動に時間的距離の制約を受ける地方都市にとっては、交通費の支援があることで、二地域居住の推進に繋がるものと思料している。

○急速な人口減少や高齢化の進行が見込まれるため、活力ある地域づくりに向けて、人の流れの創出・拡大に取り組む必要がある。具体的には、二地域居住等により、地域と継続的に関係を持つ者を増やすなどの取組を推進していく。しかしながら、地域の関わり方を公的に証明する制度がないため、行政サービスを受けるための税負担や住民票等に関する制度が確立されておらず、地域での受入環境が整備されていない。

各府省からの第１次回答

ご提案のあった「ふるさと住民登録制度」の制度設計については、総務省を中心に関係府省庁が連携し、できるだけ多くの国民や自治体に参加いただけるよう、既存の様々な自治体の取組を緩やかに包含できるような柔軟かつ間口の広い仕組みを目指し、具体的な登録方法等の検討を進める。

併せて、二地域居住を推進する観点から、二地域居住者の生活上の課題に応じて「ふるさと住民登録制度」を活用した行政サービスの改善について、関係府省庁が連携して検討を進める。

その際、各自治体の裁量を確保する観点から、自治体等との意見交換も実施しながら検討を進めていく。

各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

「ふるさと住民登録制度」について、今後の制度設計に当たっては、自治体に参加しやすい仕組みとしていただくと同時に、その事務手続が自治体職員にとって過度な負担とならないようなご配慮も併せてご検討いただきたい。

また、二地域居住の推進に当たっては、ごみ、教育、保育所等の様々な分野において、住所地でしかサービスを受けることができない制度の取扱いの見直しや手続の明確化・円滑化など、必要な制度改正について引き続き検討をお願いしたい。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

関係府省庁連絡会議を6月に立ち上げたところであり、ご要望のあった点も含め、できるだけ多くの国民や自治体が活用しやすい制度となるよう、自治体の意見を丁寧に向いながら、関係省庁で連携して検討を進めてまいります。